

粉末活性炭 仕様書

1	物件名称	粉末活性炭
2	品質・形状・寸法 又は型式	別紙詳細仕様書のとおり
3	グリーン物品 の指定	指定しない
4	数 量 (単価契約の場合 は予定数量)	9t (1回あたりの納入予定数量:10kg/袋×100袋/回 程度)
5	納入期限	令和2年3月31日
6	納入場所	海老名市中河内1767番地
7	特記事項	別紙詳細仕様書のとおり
8	契約方法	単価契約( /t)
9	支払方法	本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、消費税として精算額に、その税率相当額を加算(円未満の端数切捨て)するものとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	連絡先	上下水道局技術部浄水課有馬浄水場 担当者 鹿野 吉晴 電話 046-238-1915 FAX 046-238-1927

指示事項

グリーン物品	上記で指定がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品を選定し、納品すること。 方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照してください。
--------	---

## 購入物件内訳書(単価契約用)

(税抜き)

No.	物件名	品質・形状・寸法 又は型式	グリーン物 品指定の有 無	単位	予定数量	契約単価(円)
1	粉末活性炭	仕様書のとおり	無	t	9	

- ・ 契約単価欄は、契約者が記入する。

## 粉末活性炭 詳細仕様書

(総則)

第1条 本仕様書は、横須賀市上下水道局有馬浄水場において浄水処理に使用する水道用粉末活性炭（ウェット炭）の仕様について定めるものである。

(納入規格)

第2条 納入する水道用粉末活性炭（ウェット炭）は「日本水道協会規格（JWWA K 113:2005-2 水道用粉末活性炭）」に準拠し、納入時の品質が下表に適合すること。

項目	規格
フェノール価	25以下
ABS価	50以下
メチレンブルー脱色力	150 mL/g以上
ヨウ素吸着性能	900 mg/g以上
pH値（1%懸濁液の浸出液）	4～11
塩化物イオン	0.5%以下
電気伝導率（1%懸濁液の浸出液）	900 $\mu$ S/cm以下
乾燥減量	50%以下
ふるい残分（ふるい目開き 75 $\mu$ m）	10%以下

(品質検査)

第3条 納入する水道用粉末活性炭（ウェット炭）の品質検査については、次のとおりとする。

- 1 契約業者（以下「乙」という。）は契約締結後、横須賀市上下水道局（以下「甲」という。）に対して、製造業者が製造する水道用粉末活性炭（ウェット炭）が最大注入率を水分50%（乾燥減量50%）のもので100 mg/Lとしたとき「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成12年厚生省令第15号）の第1条第16号別表第1に掲げる項目について、適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書を提出するものとする。
- 2 試験方法については、最新の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」（厚生労働省健康局水道課通知。以下「ガイドライン」という。）、及び「JWWA Z 109-2016」に基づき行うものとする。

なお、日本水道協会規格等の証明機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験（試験成績表）を省略することができる。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を納入時まで提出するものとする。

### 3 納入時

乙は、納入する水道用粉末活性炭（ウェット炭）の品質検査結果を記載した試験成績表を納入するロットごとに甲へ提出すること。

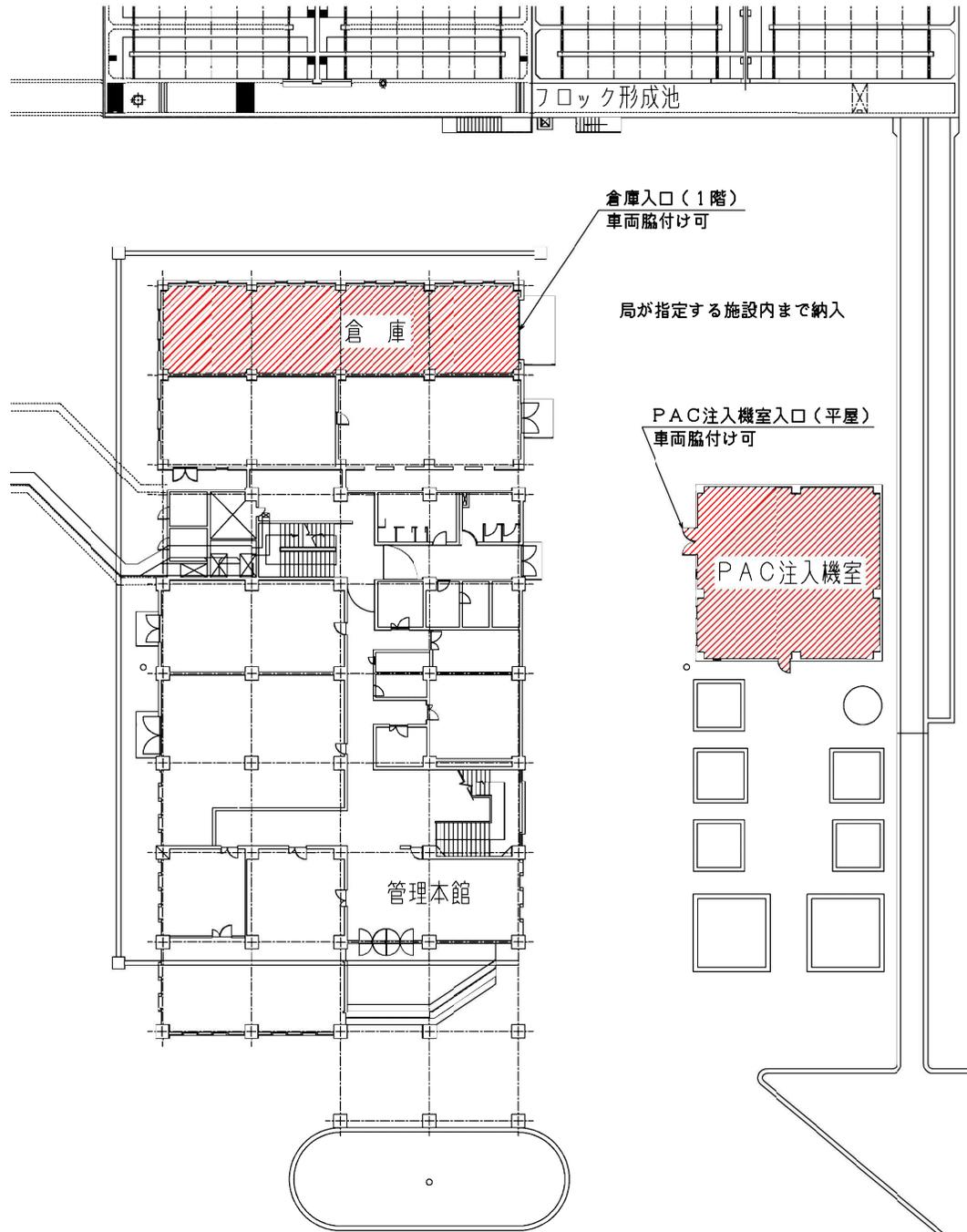
試験は、前第2条に掲げる表の項目について「JWWA K 113：2005-2」に基づき行うものとする。この成績表は、分析機関名を明記するものとする。

(納入方法)

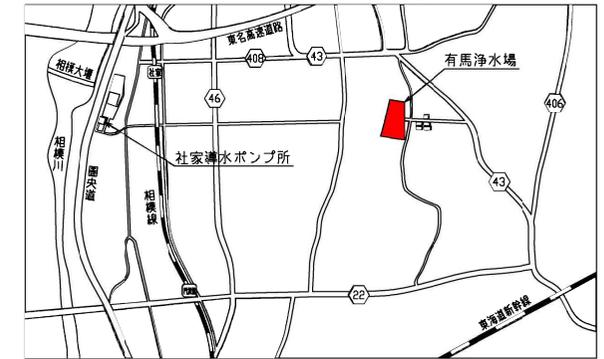
第4条 乙は水道用粉末活性炭（ウェット炭）を納入するに当たって、甲の職員又は管理室職員が立合いのもと、甲が指示する施設内へ納入を行うこと。

(納期及び納入時刻)

第5条 納入日における納入時刻は、開庁日の午前9時から午後4時（正午から午後1時までの間を除く。）までの間とする。



管理本館 周辺図 S=1/200

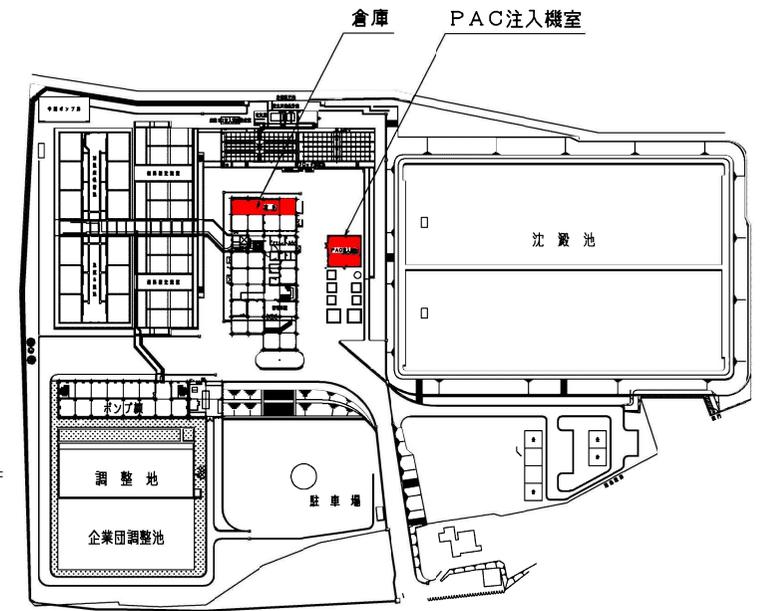


有馬浄水場 案内図

注記

- 1. は納入場所  
物件購入概要

粉末活性炭 9t



有馬浄水場 全体平面図 S=1/2000